

2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社オーバーラップホールディングス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 田 勝 治  
(コード番号：414A 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 岸 川 雄 吾  
(TEL 03-4213-2770)

株式売出しの条件決定及び引受人の買取引受による株式売出しの売出株式数並びに

オーバーアロットメントによる株式売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の売出しに関する売出価格等及び引受人の買取引受による売出株式数並びにオーバーアロットメントによる株式売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 売出価格 1 株につき 金 1,650 円

2. 引受人の買取引受による株式売出しの売出株式数の決定の件

(1) 売 出 株 式 数 引受人の買取引受による売出しの売出株式数は、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、2025 年 9 月 16 日開催の取締役会において決議した売出株式 8,000,000 株の 110%の株数である 8,800,000 株と決定いたしました

|                            |                                                                                                 |             |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数 | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands |             |
|                            | NIC Fund II Cayman, LP                                                                          | 2,547,500 株 |
|                            | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands |             |
|                            | Cerasus Fund II Cayman, LP                                                                      | 2,144,000 株 |
|                            | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands |             |
|                            | Wisteria Fund II Cayman, LP                                                                     | 2,073,900 株 |
|                            | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands |             |
|                            | Camellia Fund II Cayman, LP                                                                     | 1,954,200 株 |
|                            | 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号                                                                           |             |
|                            | Musa IE 有限責任事業組合                                                                                | 80,400 株    |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. 価格決定の理由等

売出価格の決定に当たりましては、仮条件（1,600円～1,650円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数が、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,650円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,533.14円と決定いたしました。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの売出株式数 1,200,000株

5. 上場時資本金の額 10,000,000円  
(新株予約権の権利行使により増加する可能性があります)

### 6. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

親引け先の状況等①

- |                   |                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 親引け先の概要       | 株式会社小学館<br>東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号                                                           |
| (2) 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 557,500株                                                                        |
| (3) 販売条件に関する事項    | 販売価格は、上記1.の売出価格となります。                                                                  |
| (4) ロックアップについて    | 下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。                                                        |
| (5) 親引け後の大株主の状況   | 引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後の株式会社小学館の所有株式数は2,557,500株（潜在株式数を含む株式総数の11.68%）となり、第1位の大株主となります。 |

親引け先の状況等②

- |                   |                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 親引け先の概要       | 株式会社ポケモン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号                                                            |
| (2) 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 557,500株                                                                         |
| (3) 販売条件に関する事項    | 販売価格は、上記1.の売出価格となります。                                                                   |
| (4) ロックアップについて    | 下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。                                                         |
| (5) 親引け後の大株主の状況   | 引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後の株式会社ポケモンの所有株式数は2,557,500株（潜在株式数を含む株式総数の11.68%）となり、第1位の大株主となります。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 株式売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 8,800,000 株

② オーバーアロットメントによる売出し

当社普通株式 1,200,000株

(2) 申 込 期 間 2025 年 9 月 26 日（金曜日）から  
2025 年 10 月 1 日（水曜日）まで

(3) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 10 月 3 日（金曜日）

(注) 上記 (1) ①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち 2,674,200 株が、引受人の  
関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外  
投資家に対して販売されます。

### 2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である NIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP 及び Musa IE 有限責任事業組合並びに当社株主（新株予約権の保有者を含む。）である株式会社小学館、株式会社ポケモン、KKN 合同会社、永田勝治、OSK 合同会社、岩崎篤史、原田直樹、岸川雄吾、白井勝也、高橋もと子、長峯久子及びその他 52 名（当社従業員等）は、みずほ証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFJ 証券株式会社（以下、「共同主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 3 月 31 日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（2026 年 3 月 31 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。